

北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針

平成 1 2 年 8 月 2 4 日

北 部 振 興 協 議 会

移設先及び周辺地域振興協議会

北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針
－ 目 次 －

I	基本方針の策定について	1
II	北部振興に関する基本方針	1
1	北部地域の目指すべき将来方向	1
(1)	北部地域振興に当たっての基本認識	1
(2)	北部地域振興の基本方向	1
(3)	北部地域全体の均衡ある発展	2
(4)	地域の特性を踏まえた振興	2
①	山との共生ゾーン	
②	広域都市拠点ゾーン	
③	余暇・交流ゾーン	
④	島の共生ゾーン	
2	産業振興に向けた主要施策	4
(1)	活力ある地域経済を目指す産業の振興	4
①	観光・リゾート産業	
②	農林水産業	
③	商工業	
④	情報通信関連産業	
⑤	環境関連産業及び健康・長寿関連産業	
(2)	産業振興のための基盤整備	8
①	総合的な交通基盤の整備	
②	物流コストの低減化	
③	企業立地基盤の整備	
④	地域の振興を支える人材の育成	
⑤	研究開発の推進	
⑥	国際交流の推進	
3	定住条件の整備に向けた主要施策	11
①	上下水道、集落排水等の整備	
②	住宅・宅地等の整備	
③	医療・保健・福祉関連施策の充実	
④	新エネルギーの活用及び廃棄物処理施設の整備	
⑤	地域コミュニティ拠点の整備	
⑥	公園等レクリエーション施設の整備	
⑦	地域の教育環境の向上	
⑧	難視聴地域の解消	
4	振興事業の実現のための枠組みの確保	12
(1)	新たな法制の整備	12
(2)	財源の確保	12

Ⅲ	移設先及び周辺地域振興に関する基本方針 -----	12
1	移設先及び周辺地域振興の基本的な考え方 -----	12
	(1) 移設先及び周辺地域振興に当たっての基本認識 -----	12
	(2) 移設先及び周辺地域振興の基本方向 -----	13
2	移設先及び周辺地域振興に向けた主要施策 -----	13
	① 空港活用型産業の育成・誘致等	
	② 空港の経済波及効果を高めるための道路整備	
	③ 産業の育成・誘致のための条件整備	
	④ 国際情報特区構想の展開	
	⑤ 国際交流等の推進	
	⑥ 人材の育成	
	⑦ 地域の定住と交流を促進するための生活環境施設の整備	
	⑧ 自然環境の保全と活用	
3	振興事業の具体化への取組 -----	14
	(1) 地元の意見収集 -----	14
	(2) 地域間バランスの確保 -----	14
	(3) 北部地域振興との関係 -----	14
4	振興事業の実現のための枠組みの確保 -----	14
	(1) 新たな法制の整備 -----	14
	(2) 財源の確保 -----	14
Ⅳ	北部振興事業制度等を活用した振興事業の取扱いについて -----	15
1	協議会における採択 -----	15
2	事業主体 -----	15
3	採択に当たっての判断基準 -----	15
	(1) 採択の対象となる事業分野 -----	15
	(2) 個別の事業案の採択に当たり考慮すべき事項 -----	15
Ⅴ	今後の進め方 -----	16
1	当面の事業執行期間 -----	16
2	基本方針の見直し -----	16
3	振興事業のフォローアップ -----	16

北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針

I 基本方針の策定について

沖縄県北部地域の振興については、「普天間飛行場の移設に関する政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）（以下「閣議決定」という。）に基づき、政府、沖縄県及び北部地域の自治体が一体となって振興事業の円滑な推進を図ることを目的として、平成12年2月10日に「北部振興協議会」並びに「移設先及び周辺地域振興協議会」を設置し、振興事業の推進に当たっての基本方針の策定、具体的振興事業の検討・調整、振興事業の進捗に応じたフォローアップ等について協議することとした。

本基本方針は、閣議決定における「沖縄県北部地域の振興に関する方針」及び「普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興に関する方針」を踏まえつつ、2月10日の協議会以降の更なる検討をもとに、今後の振興事業の具体的推進の指針として取りまとめたものである。

II 北部振興に関する基本方針

1 北部地域の目指すべき将来方向

(1) 北部地域振興に当たっての基本認識

北部地域は、主として、森林地域と農業地域から成り、海浜景観に恵まれた豊かな自然環境を有する地域であるが、中南部地域と比較した場合、産業基盤、生活環境の双方において整備水準が低く、また、所得水準も低い状況にある。このため、進学や就職を機会に中南部地域や県外への若年層の流出が進み、名護市及びその周辺地域を除いた多くの町村で人口増加率が停滞しているとともに少子高齢化が進行している状況にある。また、北部地域は、沖縄本島の水源涵養地域として、県民生活の安定に重要な役割を果たしている。

このような状況を踏まえた上で北部地域の振興を考えると、定住人口の増加が北部地域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展を図る上での基礎的な課題である。沖縄県及び北部12市町村は、当面の課題として「15万人の圏域人口」を掲げているが、これを目指すためには、これまでの人口潮流に変化を与えるような実効性のある取組が必要となる。定住人口の増加を目指し、人口の社会的流出の傾向に歯止めをかけるとともに、社会的流入を自然な形で実現する施策が求められている。このため、雇用機会の創出に向けた産業の振興が喫緊の課題となるとともに定住条件としての魅力のある生活環境の整備を図ることが必要である。

北部地域の振興については、以上のような認識を踏まえ、昨年末の閣議決定により、予算上の特別な配慮や新たな法制面の整備など諸施策・事業の着実な推進を確保する政府の方針が決定されたところである。今後は閣議決定を踏まえつつ、国、県及び地元が連携し、北部振興に向けて全力をあげて取り組むこととする。

(2) 北部地域振興の基本方向

北部地域の振興に当たっては、「人と産業の定住条件の整備」による地域の持続的な発展を目指し、以下の基本方向に沿って施策の展開を図ることとする。

○自然と共生する安心生活空間の創出

自然との調和を図りつつ、多様な地域特性を活かしながら、産業の振興と福祉面にも配慮した快適な生活環境の双方の基盤整備を進めることにより、地域の持続的な活性化につながる職、住、遊、学の備わる生活圏の構築を図る。

○世界につながる未来型産業の展開

国内外との競争力を備える体制を目指し、ベンチャー企業をはじめとする戦略的な新規産業の導入及び既存産業の経営・技術両面における改革の促進に向けた所要の環境整備を行う。

○起業のインキュベーター地域としての位置付け

情報通信関連産業をはじめとする斬新な新規産業が導入・誘致できるよう、モデル地域的な条件整備を図る。

○地域を豊かにする文化交流型産業の創出

健康長寿や伝統芸能等の固有の風土・歴史文化の産業振興への活用及びこのための観光・リゾート産業、農林水産業、地場産業等の相互連携の促進により、文化交流型産業としての地域産業の新たな発展を図る。

○地域産業を支える環境の保全・醸成・活用

地域産業を支える森林・河川・海域等の豊かな自然環境を保全・醸成・整備し、その活用を図る。

○産業を支える人材の育成・確保

産業振興の基盤となる人材を受入れ、定住を促進するとともに、これら産業に必要な人材を育成・確保する。

(3) 北部地域全体の均衡ある発展

西海岸地域と東海岸地域、本島と離島、基地所在市町村とその他の市町村のそれぞれのバランス及び都市的機能の集積と広域的分担のバランス等に配慮し、北部地域全体の均衡ある発展を目指す。

また、同様の観点から、個々の地域振興とともに、西海岸、東海岸、それぞれについての南北軸、地域全体の東西軸及び離島連携軸を念頭においた施策の展開を図ることとする。

(4) 地域の特性を踏まえた振興

北部地域の振興策の効果的な展開を図るべく、地理的・自然的特性、社会基盤整備状況、人的・文化的交流等の観点から、北部地域全体を以下の4つのゾーンに分け、各ゾーンについてそれぞれの地域特性を踏まえた推進の方向性を示すこととする。

①山との共生ゾーン（国頭村、大宜味村、東村）

このゾーンは、ほぼ全域が山地で、森林資源にも恵まれ、同時に本島全体の水源地ともなっている。

この地域では、特色ある農産物や豊かな森林資源を背景にした林産物の普及、さらには、芭蕉布などの伝統工芸品に着目し地場産品の普及に努力している。

(施策の方向性)

豊かな自然や伝統文化、長寿地域といった特性を活かし、このゾーン全体を視野に入れた周遊型観光、エコツーリズム等の体験型観光を効果的に展開するとともに、健康・保養等を基本コンセプトとした滞在型観光の発展を図る。

また、各村の特色ある農産物の高付加価値化、伝統工芸品を中心とする地場産品の一層の開発・普及、森林資源の保全等を推進する。

②広域都市拠点ゾーン（名護市、本部町、今帰仁村、宜野座村）

このゾーンは、年間約170万人の集客力がある国営沖縄記念公園海洋博覧会地区（以下「海洋博記念公園」という。）から都市機能を担う拠点である名護市を経て東海岸に至るまでの地域であり、北部地域全体の中央に位置している。

また、北部地域の海上運輸の拠点や離島地域との連絡口となっている運天港、本部港などの港湾を有している。

一方で、農林水産業の面では、亜熱帯の特性を活かした特色ある産地が形成されている。

(施策の方向性)

北部地域における行政、経済、情報通信、交通結節機能の強化等の高次の都市機能の整備を進める。また、海洋博記念公園の拠点機能の充実を図るとともに、その効果を広域に波及させるため、本部半島周遊観光ルートの観光的な付加価値を高める。

海上運輸の拠点機能、離島との連絡機能を一層強化する観点から、港湾施設の整備を図る。

また、付加価値の高い農林水産業の一層の振興を図る。

③余暇・交流ゾーン（金武町、宜野座村、恩納村、名護市の一部）

このゾーンは、沖縄本島中南部と北部地域を連結する地域であり、西海岸地域は沖縄海岸国定公園を擁する沖縄観光の代名詞的な地域である。また、東海岸地域は古くから国際交流が盛んであるとともに、豊かな水と緑に恵まれた地域であり、観光・リゾート拠点としての潜在的可能性を有している。

(施策の方向性)

西海岸地域では、サミット開催による知名度の向上を有効に活用し、国際的な観光・リゾート拠点としての一層の基盤整備を進める。また、東海岸地域では、地域のポテンシャルを活かして長期滞在型の観光・リゾート拠点としての整備を進める。その双方を効果的に連携することにより、余暇・交流ゾーンとしての充実を図る。

④島の共生ゾーン（伊平屋村、伊是名村、伊江村）

このゾーンは、三村とも離島という共通的な地理的・自然的特性を有する。産業は、農林水産業が中心であり、近年、離島特有の海浜景観など恵まれた自然環境を活かした滞在型・体験型の観光を推進している。

(施策の方向性)

島の豊かな自然と文化を活かしたイベントやプログラムの開発、体験・交流、保養機能の充実を図り、滞在型・体験型の観光・リゾートとしての一層の発展を目指す。また、地域特性を活かした付加価値の高い特色ある農林水産業の一層の推進を図る。

さらに、交通面等の離島の不利性を含めて、離島に共通する生活環境上の諸課題に対応するための改善施策を推進する。

2 産業振興に向けた主要施策

本地域の豊かな自然をはじめとする地域資源を活用した「観光・リゾート産業」、「商工業」、「農林水産業」、今後発展が期待される「情報通信関連産業」、「健康・長寿関連産業」、「環境関連産業」等を重点として、戦略的に振興を図る。

また、各産業分野の振興のための横断的な取組として、人材育成、研究開発、国際交流、交通基盤、企業立地基盤等の整備を図る。

(1) 活力ある地域経済を目指す産業の振興

①観光・リゾート産業

観光・リゾート産業は既に一定の競争力・自立力を有し、地域の基幹的産業としての地位を築いている。この一層の発展を図るとともに、リーディング産業として商工業、農林水産業などの地域産業発展のための積極的な牽引役となることが期待されている。

このため、健康・長寿関連産業、農林水産業などの他産業や地域の伝統文化等との有機的な連携を図りつつ、観光・リゾート産業を豊かな自然とのふれあい、異なった文化、地域の営み等との交流の機会を提供していく「文化交流型産業」として新たな視点から育成していくこととする。

○くつろぎをもたらす伝統文化の継承と長期滞在型保養の促進

北部地域の温暖な気候や健康・長寿という風土等の地域資源を活用するとともに健康増進施設の整備等を図り、長期滞在型保養を促進する。

さらに、北部地域の伝統文化を継承、発信することにより、観光客等との文化交流を促進し、保養地としての評価を高めていく。

○イベント・スポーツ観光の促進

「ツールドおきなわ」等の各種イベントの誘致及び定着化を図るとともにスポーツ・リハビリ機能を備えた施設の整備等によりイベント・スポーツ観光を促進する。

○自然環境の活用や農林水産業と連携した滞在型・参加型の観光・リゾートの促進

活動プログラムや運営体制の整備等により、エコツーリズム、グリーンツーリズムやブルーツーリズム等の体験型余暇活動を促進し、観光の通年化、滞在の長期化を図る。

また、地域住民参画のもと観光客と人的交流を深めることによって、地域の活性化や地域の人材育成にもつなげていく。

○観光・リゾート拠点の整備及び連携促進

中南部地域から恩納海岸リゾート地帯を経て海洋博記念公園に至る国際観光・リゾート地域に定着している人の流れの更なる拡大を図るとともに、北部地域全体に波及させていくよう観光・リゾート拠点の整備と併せて周遊ルート化等拠点間の連携を促進する。

このため、北部各地域の豊かな自然、歴史・文化等を魅力的な観光・リゾート資源として活用すべく新たな観光施設の整備や史跡及び景勝地等の観光・リゾート拠点の整備及び文化景観の再生を図り、北部観光の独自性の創造に努める。

また、観光・リゾート拠点のテーマ性をもったネットワーク化とともに、アクセス

道路、駐車場及びインフォメーション施設等を総合的に整備し、その周遊ルート化を促進する。

○生活環境の充実によるリゾート適性の向上

滞在の快適性を求める観光・リゾート振興の視点をまちづくりに導入し、快適な生活環境を形成することにより、リゾート適性の向上を図る。

また、北部地域の風土環境に配慮した道路、河川、港湾及び海岸等の緑化・修景を推進するとともに里山林の利活用・保全・復元など環境整備を推進する。

○観光資源の維持・向上

赤土等流出防止対策や陸域・海域生態系の保全等の環境対策を通じた観光資源の維持・向上を図る。

また、地域振興に配慮したやんばる地域の国立公園化の検討を進める。

○観光・リゾート地へのアクセス手段の充実

本土・那覇間の路線の航空運賃の引下げに係る措置及び沖縄自動車道の通行料金の割引に係る措置の延長の実現に向けて取り組むとともに、県外から北部地域への直接のアクセスのため、軍民共用空港を念頭に北部地域における新空港（以下「新空港」という。）の整備に向けて取り組む。

また、観光客の移動の利便性を高めるため、公共交通の維持や結節機能の強化等を通じて総合的な公共交通等のネットワークの充実を図る。

○観光・リゾート分野における人材育成

リーディング産業としてレベルアップを図るため、専門的な知識及び技能を有する人材の育成・確保を促進する。

②農林水産業

北部地域の農林水産業は県内で高いシェアを占め、また、北部地域経済において重要な役割を担っている。こうした北部地域の農林水産業を、厳しい自然条件や制約条件等を克服し、他地域にない優位性を一層活かした取組を行うことにより積極的に振興していくことは、地域資源の有効活用、県土の均衡ある発展、自然環境や国土の保全等の観点からも極めて重要である。

このため、各種生産・流通基盤や施設の整備と併せ、生産・加工分野における技術開発・普及と人材育成、農林水産物の高付加価値化による競争力の強化や需要喚起等を推進し、地域の諸条件を踏まえた拠点産地の形成等を図ることとする。

また、優れた観光資源でもある農山漁村環境の保全等を通じ、観光・リゾート産業との連携に努める。

○地域特性を活かした拠点産地の形成・育成と生産・流通・販売体制の強化

地域特性を活かした拠点産地の形成・育成や土地利用型作物及び畜産の生産体制を強化するとともに、集出荷施設の整備等により農林水産物の流通・販売体制の強化を図る。

○農林水産業生産基盤の整備

地域特性を活かした農林水産業の振興を図るため、各種生産基盤を整備するとともに、生産施設の整備を推進する。

○付加価値を高める農林水産加工の推進

農林水産物の高付加価値化を図るため、農林水産加工施設等の整備を促進するとともに、地域特産品のブランド化を推進するため、品質向上に向けた技術支援策を強化する。

○亜熱帯農林水産業技術開発の推進

亜熱帯の自然環境条件を踏まえた農林水産技術の開発を推進するため、研究機能の強化を図る。

○農林水産業の担い手の育成

担い手を支援するための総合的な対策を強化するとともに、研修拠点の整備を図り、実践的な研修機能や指導機能の強化を推進し、農林水産業の担い手育成機能の強化を図る。

○農山漁村環境の保全と交流拠点施設等の整備

環境の保全と農林水産業の調和を図り、快適な農山漁村環境の整備を進めるとともに、観光・リゾート産業の振興に寄与するため、都市と農山漁村の交流拠点施設の整備及び修景緑化を図る。

○健全で機能の高い森林の整備

森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるため、健全で活力ある森林の整備を進めるとともに、保健・休養・文化・教育等の分野で森林の多面的な活用を図る。

③商工業

北部地域には、ビール、セメント、製糖などの県を代表する製造業が立地し、また、商業面でも一定の集積が図られ、地域の経済を支えてきた。

企業誘致の促進と内発的な産業育成は車の両輪の課題として共に重要であり、新たな企業の誘致とともに、地場商工業の集積及び連携等施策の適切な展開を通じて商工業の活性化を図り、地域経済のさらなる発展を目指す。

○地域密着型加工製造業等の展開等

地域資源活用に向けた研究開発を支援するとともに加工施設等の整備を促進することにより、地域における加工製造業の効率的な事業展開や新たな事業の創出を図る。
また、インターネット等情報通信ツールを活用して地場製品の販路拡大に努める。

○中心市街地の活性化

中心市街地を活性化するため、市街地の再開発事業等により基盤施設等の整備、魅力ある商業・アミューズメント施設の誘致等を通じて幅広い年齢層の人々が集まる魅力的なまちづくりを積極的に促進する。

また、各地の中心市街地の活性化に当たっては、観光客と地域住民等との交流を容易にするための道路、駐車場等の整備を進めることにより、周辺の観光・リゾート拠

点施設等との連携を図る。

○地域のコミュニティ市場の整備

各地区の共同売店等を情報通信ネットワークで結び、特産品販売や観光案内、イベント情報及び地域情報等の情報発信等の拠点として整備する。

④情報通信関連産業

情報通信関連産業は、他産業と比較して立地場所を選ばない、小資本でも事業化が可能、雇用吸収力が大きく産業の集積度を高めることが可能といった特性を有し、国や県の各種支援事業、特別措置等の実施による条件整備も進展しつつある。

こうしたなか、情報通信関連産業は、北部地域においても一定の集積・振興が可能と考えられ、国際情報特区構想の着実な推進等を通じ、地域産業振興の大きな柱として積極的に企業誘致に努める。

○国際情報特区構想の推進

国際情報特区構想の着実な推進のための総合的な取組を通じ、情報通信関連産業の立地の促進を図る。

○通信コストの低減化等

情報通信関連企業の誘致を円滑に推進するため、通信コストの低減化につながる総合的な対策と、ギガビットネットワークの研究開発環境の整備を図る。

○国際的金融情報拠点の形成

国際的金融情報拠点の形成については、その可能性に係る基礎的な調査を行い、その調査結果を踏まえて的確に対処する。

○マルチメディアコンテンツ制作、ソフトウェア開発等に係る環境整備

マルチメディアコンテンツの制作、ソフトウェアの開発等を促進するため、最先端の機能を備えた施設の整備・拡充に努めるとともに参入への支援を推進する。

○情報通信産業振興地域制度の活用

情報通信関連企業の誘致を円滑に推進するため、情報通信産業振興地域制度を一層活用するための条件整備に努める。

○情報通信産業分野における人材育成

情報通信関連産業の振興を図るため、これを支える専門的な知識及び技能を有する人材の育成を促進し、人材供給の円滑化を図る。

⑤環境関連産業及び健康・長寿関連産業

北部地域は、豊かな自然環境、健康・長寿という風土等の地域特性を有している。これらの地域特性を保全・活用する環境関連産業及び健康・長寿関連産業を新たな成長分野として注目し、振興を図る。

○環境関連産業の振興

環境保全は観光・リゾート産業の発展にとっても重要な課題である。このため、循環型地域社会の形成を目指し、廃棄物の再資源化等に取り組み、また、新たな環境関連産業の導入を促進する。

○健康食品産業の振興

北部地域には、長寿を支えてきた食文化や自然に産する薬草等が豊富にあり、この地域特性を活かした健康食品産業については、健康志向の高まりを背景に今後も発展が見込まれることから、同産業の振興を図る。

○福祉関連ビジネスの推進

福祉ビジネスは、少子高齢化の進展及び介護保険制度の導入に伴い、市場の拡大が見込まれている。この分野は、雇用の吸収力も大きいことから、質量両面における所要の人材の育成・確保を図りながら市場の積極的な開拓を図る。

また、我が国有数の健康保養地としての発展を目指し、医療体制面の充実等を通じて関連ビジネスの創出を図る。

(2) 産業振興のための基盤整備

①総合的な交通基盤の整備

交通基盤が地域住民の生活の利便性の向上に資するとともに、観光を含む産業を支えるインフラとしての側面を有していることから、物流の効率化や観光客の利便性の向上、関連産業の誘致等の産業振興の観点で踏まえた総合的な視点から道路、空港、港湾等の交通基盤の整備を図ることとする。

また、交通基盤の充実は、北部地域と中・南部地域との移動を容易にし、両地域の相互補完を可能にするものであることから、交通基盤の整備に当たっては、常に他の圏域との有機的な連携を念頭に総合的な観点から取り組む。

○道路ネットワークの整備

規格の高い幹線道路ネットワークの形成を推進するとともに東西、南北間の交通の利便性の向上に資する地域間の道路の整備を図る。

○北部の拠点となる港湾の整備等

北部地域にある港湾の役割分担を踏まえた上で、国際クルーズ船寄港の促進等の国際交流、圏域内外との物流機能の再構築のために必要な拠点となる港湾整備に向けた取組を進めるとともに、ゆとりや潤いのある地域づくり、地域の文化や産業の育成に貢献していく港湾の整備を図る。

○新空港の設置

県外から北部地域への直接のアクセス、他の経済圏域とのネットワーク強化を図るため、新空港の整備に向けて取り組む。

○本島・離島間のアクセスの改善

離島の生活の利便性確保と産業振興を図るため、海上交通や航空交通による本島・離島間の交通アクセスの改善に向けて取り組む。

○新たな交通の在り方についての検討

北部地域への人口の社会的流動の促進や交通の利便性の一層の向上に向けた新たな交通の在り方について引き続き検討する。

②物流コストの低減化

産業競争力の強化に向けて物流コスト低減化のための方策の検討を行ない、産地と消費地の遠隔性という地理的不利性の克服に取り組む。

③企業立地基盤の整備

企業誘致及び内発型の産業育成双方の見地から企業立地の促進を図るべく、立地の受皿を含む関連インフラの整備等に取り組む。

○情報通信関連産業の集積促進のための関連インフラの整備

情報通信関連産業の立地の促進を図るため、国際情報特区構想の着実な推進を通じて、関連インフラの整備を進める。

○国際的金融拠点形成のための制度及びインフラの整備

国際的金融情報拠点形成の可能性に係る基礎的な調査において、金融情報関連業務の立地のために必要な条件の整理も含め検討を行うこととする。

○特別自由貿易地域の指定に向けての検討

特別自由貿易地域の指定の可能性等、企業立地の促進について検討を行う。

○新たな企業立地の受皿の整備等

新たな企業の立地を促進するため、研究やリサーチ機能等を併せ持つ、研究施設や複合機能型産業団地等企業立地の受皿の整備を図るとともに、起業促進のための総合的な支援対策を強化する。

○新空港整備に併せた関連産業の立地促進

新空港整備に併せた関連産業の立地促進については、新空港を活用した空港関連産業や空港利用産業の立地及び発展可能性のための受皿整備の在り方を含め検討を行う。

○良質な電力・工業用水の供給に向けた条件整備

新たな企業立地を念頭に所要の良質な電力・工業用水の供給に向けた条件の整備を図る。

○雇用・職業能力開発に資する施設の整備等

雇用機会の創出と併せて、施設の整備など専門人材の育成に向けた環境整備を図る。

④地域の振興を支える人材の育成

日進月歩で進歩していく技術に適切に対応できる人材、新技術を研究開発できる人材

は、地域の産業創出・育成に重要な役割を果たしていることから、各面にわたる人材の育成を図る必要がある。

このため、新たな教育機関や国際的水準の研究機関の整備・誘致等を促進し、産業を支える高度・専門的な人材の育成・確保を図る。

また、新産業の育成・展開のための知的資本の充実を図るため、産官学が連携する人材育成を推進する。

○高等教育機関等の整備・充実

実践的な技術・知識を有する人材を育成するための国立高等専門学校設置の確実な実現など教育機関や研究機関の整備・充実を図る。

○教育機関の情報化の推進

情報通信の高度化に対応するため、インターネット等を活用した教育機関の情報化を推進する。

○起業家人材の育成

地域の産業創出・育成のため、国際化への対応や優れた経営能力と起業家精神に富んだ人材育成のための環境整備を推進する。

○職業能力開発の推進

企業のニーズに対応した専門的技術人材の育成のため、職業能力開発の充実を図るとともに、事業主による人材育成に対する支援等を推進する。

○インターンシップの総合的促進

産業振興に資する人材の育成や職業意識の啓発のため、企業と教育機関等が連携して行うインターンシップの促進を図る。

○教育・研修支援の充実

人材育成に資する教育・研修の機会を充実するための支援策を推進する。

⑤研究開発の推進

産業振興を図る上で技術の果たす役割が大きく、また、今日、情報通信関連分野をはじめとして、めざましいスピードで技術革新が進むなか、北部地域の振興を図る上で、研究開発への取組は重要な課題である。

○地域特性に着目した試験・研究・開発の促進

新規産業及び既存産業双方の育成を視野に入れ、健康・長寿関連、食品関連、バイオ関連、情報通信関連、環境関連、新エネルギー関連、海洋深層水関連等の産業化に資するため、地域特性にも着目した試験・研究・開発やその実用化を促進するとともに、各分野における研究開発体制の強化を図る。

○産官学が連携する研究開発の推進

新たな産業展開のための知的資本充実を図るため、産官学が連携する研究開発を推進する。

⑥国際交流の推進

沖縄の有する地理的自然的特性、独自の伝統文化及び国際性豊かな県民性は、アジア・太平洋地域の経済社会及び文化等の発展に貢献できる可能性を秘めている。

我が国初の地方開催となった九州・沖縄サミットの実績と経験を活かし、今後とも国際交流拠点として国際交流・国際貢献を推進する。

○国際会議の誘致等

国際交流を促進する観点から、九州・沖縄サミットの開催を契機に各種国際会議、セミナー、シンポジウム等の継続的誘致等に取り組むとともに、国際コンベンション都市としてのポテンシャルや国際観光・リゾート地としての魅力のPR等に努める。

○発展途上国の研修生等の受入れ

技術協力の一環として発展途上国の研修生等に対する研修活動及び今後立地する機関における関連事業等において北部地域をフィールドとする研修生の受入れ拡大を図る。

3 定住条件の整備に向けた主要施策

北部地域への定住を促進し、人口の増加を図るには、魅力ある雇用機会の創出と併せて、若者にとって魅力ある地域づくりが求められるとともに、高齢者から子供までの幅広い世代が安心して生き生きと暮らせる地域づくりが重要である。

そのため、活力に満ち快適な生活環境の形成に向けて、福祉の充実を図るための環境整備や「職」と併せた「住」・「遊」・「学」を備える環境整備を進める。

①上下水道、集落排水等の整備

生活の利便性や快適性の向上を図るため、上下水道、集落排水及び道路などの生活環境基盤の整備を進める。

②住宅・宅地等の整備

地域への定住等を促進するため、住宅・宅地等の整備を進める。

③医療・保健・福祉関連施策の充実

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう医療・保健・福祉の充実等諸施策を推進するとともに、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援体制の整備・充実等を図るなどの条件整備を進める。

④新エネルギーの活用及び廃棄物処理施設の整備

風力発電や深層水温度差発電等の新エネルギーの活用についての検討や廃棄物処理施設等の整備の促進、利用の高度化を図り、環境に配慮した循環型地域社会を形成する。

⑤地域コミュニティ拠点の整備

地域社会の交流及び住民福祉の場として地域活動の中心となるコミュニティ拠点の整備を進める。

⑥公園等レクリエーション施設の整備

快適で潤いのある地域を形成するため、公園等スポーツ・レクリエーション施設の整備を進める。

⑦地域の教育環境の向上

地域の教育環境の向上を図るため、教育施設の整備やへき地等の通学に係る支援を進める。

⑧難視聴地域の解消

北部地域に点在する電波の難視聴地域を解消することにより、情報の格差是正を進め、定住の利便性の向上を図る。

4 振興事業の実現のための枠組みの確保

(1) 新たな法制の整備

振興事業の具体化の着実な実現を図るため、新たな法制の整備に取り組むこととする。このため、ポスト三次振計の今後の総合的検討においても、地元のこの要望を踏まえて検討を行うこととする。

(2) 財源の確保

振興事業については、国、県の行う事業を含め予算上の特別の配慮を行うこととする。また、平成12年度において新たに確保された特別の予算措置、新たに発足した「北部振興事業制度」等においては、地元を重視した制度運営上の工夫を地元の意見を踏まえて行うこととする。

これらの対応を行い、振興事業の財源を確保する等地元地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう適切に対処する。

Ⅲ 移設先及び周辺地域振興に関する基本方針

1 移設先及び周辺地域振興の基本的な考え方

(1) 移設先及び周辺地域振興に当たっての基本認識

普天間飛行場代替施設の建設については、沖縄県において、移設先候補地としてキャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域を選定した。

名護市においては、代替施設の建設が我が国、アジア、ひいては世界の平和維持のために不可欠で、全国民が移設先及び周辺地域が担う新たな負担に対する深い理解を示すものであるならば、地域住民の生活に十分に配慮し、自然環境への影響を極力少なくし、さらに、地元地域の持続的発展等の前提条件が確実に履行されることを前提にそれを容認することとした。

移設先及び周辺地域振興事業の推進については、こうした経緯を踏まえ、昨年末の閣議決定により、予算上の特別な配慮や新たな法制面の整備など諸施策・事業の着実な推進を確保する政府方針が決定されたところである。

今後は、閣議決定を踏まえつつ、国、県及び地元が連携し、移設先及び周辺地域の振興に向けて全力をあげて取り組むこととする。

(2) 移設先及び周辺地域振興の基本方向

○魅力ある雇用機会の創出及びそのための産業基盤の整備

若者が将来展望を持って地域に定着できるよう、魅力ある雇用機会の創出に努めることが極めて重要である。

そのため、空港活用型産業や情報通信関連産業等の新たな産業の集積を図るとともに、空港の活用を視野に入れた農業、漁業の新たな展開など、既存産業の活性化を図りつつ、産業基盤の整備を促進する。

○魅力ある定住条件等の整備

自然環境との調和を図りつつ、複数世代が共生できる魅力ある生活環境基盤の整備を促進するとともに、住民の福利増進を図るべく、総合的な地域活性化方策を確立し、実効性のある政策の積極的かつ計画的な展開を図る。

○自然環境の積極的醸成

優れた環境の維持に努めるとともに、自然環境の積極的醸成に向けて取り組むものとする。

2 移設先及び周辺地域振興に向けた主要施策

①空港活用型産業の育成・誘致等

軍民共用空港を念頭においた新空港には、民間空港として利用するためのターミナル等の空港利用施設の整備に向けた諸条件の整備を進める。

また、貨物サービス業や貿易等関連業など空港関連産業の育成・誘致に向けた取組を行う。

②空港の経済波及効果を高めるための道路整備

空港の利便性を広範な経済波及効果に結びつけるため、空港へのアクセス道路を含め、地元地域における道路網の整備を進める。

③産業の育成・誘致のための条件整備

地元地域における新たな産業の立地や企業の誘致を促進し、雇用機会の創出を図るため、産業団地造成、研究開発拠点施設、情報通信基盤等の整備を行う。

また、農林水産業をはじめとする既存産業の振興を図る。

④国際情報特区構想の展開

沖縄経済振興21世紀プラン中間報告において提唱された国際情報特区構想が地元地域において着実に展開されるよう取り組むこととする。

また、国際的金融情報拠点の形成については、その可能性に係る基礎的な調査を行い、その調査結果を踏まえて的確に対処する。

⑤国際交流等の推進

アジア・太平洋地域との産業・経済・文化等の国際交流・貢献を具体的に展開する拠点施設や同地域の発展に寄与する施設の誘致を図るとともに、既存の国際交流機能の拡

充・強化を図る。

また、九州・沖縄サミットを契機とした国際交流の一層の促進を図るため、国際的なコンベンション都市としてのポテンシャルを内外にアピールし、各種コンベンションの誘致等に努める。

⑥人材の育成

国際的な視野を持つ21世紀を担う人材を育成するとともに、アジア・太平洋地域からの留学生・研修生の受入れや、実践的な技術、知識を有する人材を育成するための高等教育機関の強化及び設置支援並びに研修施設の誘致等に努める。

⑦地域の定住と交流を促進するための生活環境施設の整備

生活環境や住民福祉の向上、利便性の確保につながる施設整備を進めるとともに、広域的な観点から設置される公園や港湾、市街地開発等の整備や公共機関の設置に努める。

⑧自然環境の保全と活用

優れた自然環境の創造的醸成を図る事業の推進を図るとともに、それに必要な研究機関の設置に努める。

3 振興事業の具体化への取組

(1) 地元の意見収集

振興事業の具体化に向けては、地域を代表する農林水産業、商工業等の関係団体等との協議などにより意見を収集し、地元地域の創意と工夫が反映されるように努める。

(2) 地域間バランスの確保

振興事業の展開に当たっては、移設先地域とともに、その周辺地域に対して均衡のとれた配慮を行う。

(3) 北部地域振興との関係

移設先及び周辺地域の振興は、北部地域の振興とは異なる課題である一方、これらの地域は北部地域を構成する重要な地域となっている。このため、振興策の実施に当たっては、その特別な性格とあいまって北部地域全体の振興との整合性を踏まえつつ取り組むこととする。

4 振興事業の実現のための枠組みの確保

(1) 新たな法制の整備

振興事業の具体化の着実な実現を図るため、新たな法制の整備に取り組むこととする。このため、ポスト三次振計の今後の総合的検討においても、地元地域のこの要望を踏まえて検討を行うこととする。

(2) 財源の確保

振興事業については、国、県の行う事業を含め予算上の特別の配慮を行うこととする。また、平成12年度において新たに確保された特別の予算措置、新たに発足した「北部振興事業制度」等においては、地元地域を重視した制度運営上の工夫を地元地域の意見を

踏まえて行うこととする。

これらの対応にSACO関連経費をはじめとする各種交付金等による対応を更に加え、振興事業の財源を確保する等地元地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう適切に対処する。

IV 北部振興事業制度等を活用した振興事業の取扱いについて

1 協議会における採択

平成12年度以降、閣議決定に基づき創設された北部振興事業制度等を活用して行う振興事業については、「北部振興協議会」において検討・調整した上、実施する具体的事業案の採択を行う。

なお、振興事業のうち移設先及び周辺地域振興に関する事業については、「北部振興協議会」に先立ち、「移設先及び周辺地域振興協議会」において検討・調整及び採択を行うこととする。

2 事業主体

事業主体については、市町村、北部広域市町村圏事務組合等一部事務組合、県及び国（北部振興事業制度を活用した非公共事業については、市町村、北部広域市町村圏事務組合等一部事務組合及び県）とする。

なお、公共事業については、土地改良区、土地区画整理組合等公共事業の主体となりうる者であって、「北部振興協議会」及び「移設先及び周辺地域振興協議会」において適切と判断する者を事業主体とできることとする。

個別の事業に係る事業主体の決定は、事業の広域性・専門性等の性格、規模及び法令上の位置付け等を総合的に勘案して決定することとする。

3 採択に当たっての判断基準

(1) 採択の対象となる事業分野

採択の対象となる事業は、原則として、「Ⅱ 2 産業振興に向けた主要施策」、「Ⅱ 3 定住条件の整備に向けた主要施策」及び「Ⅲ 2 移設先及び周辺地域振興に向けた主要施策」に掲げる事業分野に属する以下のような事業とする。

- 産業の振興及び雇用の拡大、定住人口の増加につながる事業
- 多様な交流と情報発信を促進する事業
- 人と自然が共生するための環境保全・創出につながる事業

(2) 個別の事業案の採択に当たり考慮すべき事項

個別の事業案の採択に当たっては、原則として以下の事項を考慮することとする。

- 事業の費用対効果が適切と判断できるものであること
- 施設整備に係る事業にあつては、当該施設整備の内容とともに、施設を活用して行う運営に関しても現実的な計画がたてられていること
- できるだけ大きな事業波及効果を期待する観点から、次に掲げるような事業が優先されるべきであること
 - ・相当程度の雇用創出効果をもつ事業

- ・ 地域の特性や資源を活用する事業
- ・ 当該市町村のみならずより広域的な事業効果が期待できる事業
- ・ 公共事業と非公共事業の一体的整備など複数の事業の連携による相乗効果が期待できる事業

V 今後の進め方

1 当面の事業執行期間

北部地域に関する振興事業は、平成12年度を初年度とし、おおむね10年間で当面の事業執行期間とする。

なお、当面、平成12年度及び13年度に実施する具体的な振興事業について、鋭意検討を進める。

2 基本方針の見直し

この基本方針については、事業執行期間中における内外の経済社会情勢の変化や地域住民ニーズの変化等を踏まえた効果的な施策の展開が可能となるよう、ポスト三次振計が開始される時点、同振計の中間時点などの適切な時点を捉え見直すものとする。

3 振興事業のフォローアップ

「北部振興協議会」及び「移設先及び周辺地域振興協議会」においては、個別の振興事業の進捗状況に応じて、中間及び事後における事業効果の評価を含め、適切なフォローアップを行うこととする。